

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和5年度）

住 所 大阪市西区九条南1丁目12番62号

事業者名 大阪市高速電気軌道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 河井 英明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし		

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障がいをお持ちのお客さまへの円滑なサポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚に障がいのあるお客さまをお見かけした場合は、お声掛けし介助を行う。また、介助を固辞された場合でも可能な限り降車駅を確認し、見守りを行う。</li> <li>・全駅の駅長室及び改札窓口にコミュニケーションボードを設置するとともに、耳マークを掲出し、聴覚に障がいをお持ちのお客さまへスムーズにご利用いただけるよう、ご案内を行う。</li> <li>・車いすご利用のお客さま等に安心してご利用いただけるよう、スロープを使用し列車乗降の介助を行う。</li> <li>・全てのお客さまに安心してご利用いただけるよう、全駅係員のサービス介助士資格の100%取得を推進する。</li> </ul>	計画内容通り実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームでの見守り体制強化	視覚障がい者の方へのお声掛け・誘導をはじめiPhoneのIP無線（パディコム）等を用いた見守り体制強化の実施を行う。	計画内容通り実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし		

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
サービス介助士 資格取得	障がい者の方への介助技術向上のため、全駅係員のサービス介助士資格取得を推進。	2023年度新規取得者 99名

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
HPへのバリアフリー情報の掲載  YouTubeでの取り組みの発信  車内での優先席に関する啓発活動	乗車位置案内（車いすスペースなど）を掲載している。  ・段差隙間解消の取組みを紹介している。 ・視覚に障がいのある方への積極的なお声かけ及び介助方法について、参考映像を配信し啓発している。  ・車内自動放送にて、優先的に利用できるお客さまを案内している。	計画内容通り実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

なし
----

(3) 報告書の公表方法

ホームページにて公表
------------

(4) その他

なし
----



移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和5年度）

住 所 大阪市西区九条南1丁目12番62号

事業者名 大阪市高速電気軌道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 河井 英明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

## 移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和5年度）

住 所 大阪市西区九条南1丁目12番62号

事業者名 大阪市高速電気軌道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 河井 英明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
新型車両の導入	新型車両10列車の導入（2023年度）	新型車両12列車の導入

## ② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし		

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の見守り体制強化	乗務員は白杖を所持しているお客さまが単独で行動をされていることを確認した場合は、輸送指令所へ報告し駅スタッフに連携する。	計画内容通り実施

## ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内案内表示器によるリアルタイムなバリアフリー情報の提供	新型車両の導入により車内案内表示器を液晶方式とし文字だけでなく、図による駅情報を提供する。（10列車）	2022年度12列車

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし		

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
HPへのバリアフリー情報の掲載  YouTubeでの取り組みの発信  車内での優先席に関する啓発活動	乗車位置案内（車いすスペースなど）を掲載している。  ・段差隙間解消の取組みを紹介している。 ・視覚に障がいのある方への積極的なお声がけ及び介助方法について、参考映像を配信し啓発している。  ・車内自動放送にて、優先的に利用できるお客さまを案内している。	計画内容通り実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

なし
----

(3) 報告書の公表方法

ホームページにて公表
------------

(4) その他

なし
----

## II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和6年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	22 編成 132 (両)	22 編成 132 (両)	22 編成	0 編成	0 編成	22 編成	22 編成
案内軌条式鉄道	8 編成 32 (両)	8 編成 32 (両)	8 編成	0 編成	0 編成	8 編成	8 編成
(合計)	30 編成 164 (両)	30 編成 164 (両)	30 編成	0 編成	0 編成	30 編成	30 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

<p>(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。</p>	
<p>(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	○



移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和5年度）

住 所 大阪市西区九条南1丁目12番62号

事業者名 大阪市高速電気軌道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 河井 英明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道停留場	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
①四つ橋線線 (肥後橋・本町・四ツ橋) ②中央線 (森ノ宮・谷町四丁目) ③中央線 12駅 ※1 ④四つ橋線 6駅 ※2 ⑤谷町線 5駅 ※3 ⑥谷町線 20駅 ※4	①～②可動式ホーム柵の整備（～2023年度） ③～⑤可動式ホーム柵の整備（～2024年度） ⑥可動式ホーム柵の整備（～2025年度）	①②運用開始

※1 勝船本町・本町・阿波座・九条・弁天町・朝潮橋・大阪港・コスモスクエア・緑橋・深江橋・高井田・長田  
※2 難波・花園町・岸里・玉出・北加賀屋・住之江  
※3 南森町・天満橋・谷町四丁目・谷町六丁目・谷町九丁目  
※4 大日・守口・太子橋今市・千林大宮・関目高殿・野江内代・都島・天神橋筋六丁目・中崎町・四天王寺前夕陽ヶ丘・天王寺・阿倍野・文の里・田辺・駒川中野・平野・喜連瓜破・出戸・長原・八尾南

② 軌道停留場を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障がいをお持ちのお客さまへの円滑なサポート	・視覚に障がいのあるお客さまをお見かけした場合は、お声掛けし介助を行う。また、介助を固辞された場合でも可能な限り降車駅を確認し、見守りを行う。 ・全駅の駅長室及び改札窓口にコミュニケーションボードを設置するとともに、耳マークを掲出し、聴覚に障がいをお持ちのお客さまへスムーズにご利用いただけるよう、ご案内を行う。 ・車いすご利用のお客さま等に安心してご利用いただけるよう、スロープを使用し列車乗降の介助を行う。 ・全てのお客さまに安心してご利用いただけるよう、全駅係員のサービス介助士資格の100%取得を推進する。	計画内容通り実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームでの見守り体制強化	・視覚障がい者の方へのお声掛け・誘導をはじめiPhoneのIP無線（パディコム）等を用いた見守り体制強化の実施を行う。	計画内容通り実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし		

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
サービス介助士資格取得	障がい者の方への介助技術向上のため、全駅係員のサービス介助士資格取得を推進。	2023年度新規取得者 99名

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道停留場の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
HPへのバリアフリー情報の掲載  YouTubeでの取り組みの発信  車内での優先席に関する啓発活動	乗車位置案内（車いすスペースなど）を掲載している。  ・段差隙間解消の取組みを紹介している。 ・視覚に障がいのある方への積極的なお声がけ及び介助方法について、参考映像を配信し啓発している。  ・車内自動放送にて、優先的に利用できるお客さまを案内している。	計画内容通り実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議、堺市バリアフリー化検討委員会及び吹田市バリアフリー懇談会に当社も参加しており、必要な協力を行う。
--

(3) 報告書の公表方法

ホームページにて公表
------------

(4) その他

なし
----



住 所 大阪府大阪市西成区南1丁目12番42号
業 者 名 大阪府高速電気軌道株式会社
表 名 代表取締役社長 河井 英明

I. 軌道停留場の移動等円滑化の達成状況(軌道停留場ごとに記入)

(令和6年3月31日現在)

Table with columns for station name, line, location, user count, and various facility metrics like platform length, stairs, elevators, etc. Includes a summary row at the bottom.

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和5年度）

住 所 大阪市西区九条南1丁目12番62号

事業者名 大阪市高速電気軌道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 河井 英明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

移動等円滑化取組報告書（軌道車両）

（令和5年度）

住 所 大阪市西区九条南1丁目12番62号

事業者名 大阪市高速電気軌道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 河井 英明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし	2023年度計画なし	計画内容通り実施（2列車）

② 軌道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし		

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の見守り体制強化	乗務員は白杖を所持しているお客さまが単独で行動をされていることを確認した場合は、輸送指令所へ報告し駅スタッフに連携する。	計画内容通り実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内案内表示器によるリアルタイムなバリアフリー情報等の提供	新型車両の導入により車内案内表示器を液晶方式とし文字だけでなく、図による駅情報を提供する。（中間更新改造4列車導入）	計画内容通り実施（6列車）

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし		

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
HPへのバリアフリー情報の掲載  YouTubeでの取り組みの発信  車内での優先席に関する啓発活動	乗車位置案内（車いすスペースなど）を掲載している。  ・段差隙間解消の取組みを紹介している。 ・視覚に障がいのある方への積極的なお声がけ及び介助方法について、参考映像を配信し啓発している。  ・車内自動放送にて、優先的に利用ができるお客さまを案内している。	計画内容通り実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

なし

(3) 報告書の公表方法

ホームページにて公表

(4) その他

なし

## II. 軌道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和6年3月31日現在)

軌道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	181 編成 1,162 (両)	122 編成 858 (両)	181 編成	0 編成	編成	181 編成	181 編成
案内軌条式鉄道	12 編成 48 (両)	12 編成 48 (両)	12 編成	0 編成	編成	12 編成	12 編成
(合計)	193 編成 1,210 (両)	134 編成 906 (両)	193 編成	0 編成	0 編成	193 編成	193 編成



Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	